

石油ガス税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) 第 1 条 この通達において用いる次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (省略) (4) 「内国貨物」とは、<u>法第26条</u>《保税地域に該当する石油ガスの充てん場》に規定する内国貨物をいう。 (移出にかかる納税申告書の記載事項等) 第58条 法第16条《移出にかかる課税石油ガスについての課税標準および税額の申告》第1項の規定による申告書の記載事項については、次によるものとする。 (1) 法第16条第1項第1号に規定する「課税石油ガス」には、次に掲げる規定の適用があつたものは含まない。 イ <u>法第20条の2《採取した見本に関する適用除外》</u> ロ～ニ (省略) (2)～(3) (省略) 2 (省略) 第 66 条 (削 除)	(用語の意義) 第 1 条 この通達において用いる次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (省略) (4) 「内国貨物」とは、<u>法第27条</u>《保税地域に該当する石油ガスの充てん場》に規定する内国貨物をいう。 (移出にかかる納税申告書の記載事項等) 第58条 法第16条《移出にかかる課税石油ガスについての課税標準および税額の申告》第1項の規定による申告書の記載事項については、次によるものとする。 (1) 法第16条第1項第1号に規定する「課税石油ガス」には、次に掲げる規定の適用があつたものは含まない。 イ <u>法第26条《当該職員の権限》第3項</u> ロ～ニ (同左) (2)～(3) (同左) 2 (同左) (「当該職員」の意義) 第 66 条 <u>法第 26 条《当該職員の権限》に規定する「当該職員」とは、石油ガス税に関する検査または調査を担当する国税庁、国税局、税務署または税関の課係に所属する職員をいうものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
第67条 （削 除）	<u>（検査権限等の範囲）</u> 第 67 条 <u>法第 26 条《当該職員の権限》第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号の規定による当該職員の質問の権限は、これらの規定に規定する充てん者、販売業者、移入者、供給者、引取者または運搬者のほか、これらの者の代理人、使用人その他の従業者で、その質問にかかる事項を担当する者についても及ぶものとする。</u> 2 <u>法第 26 条第 1 項第 1 号に規定する「その他の物件」には、金銭も含まれるのであるが、具体的な検査にあつては、なるべく立会人に計算させる等その方法および手段に十分留意し、紛争の生じないようにするものとする。</u> 3 <u>法第 26 条第 1 項第 4 号に規定する「運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器」には、現に運搬している課税石油ガスおよび自動車用の石油ガス容器のほか、運搬途中において一時的に蔵置されている課税石油ガスおよび自動車用の石油ガス容器も含まれるのであるから留意する。</u>